

令和5年度

水 質 試 験 年 報

目 次

第1 概要

1-1 水質検査の概況.....	1
1-2 水質基準及び検査方法.....	6
1-3 水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定.....	10

第2 定期水質検査結果

2-1 給水栓水水質検査結果	11
① 大冠浄水場出口	12
③ 清水受水場出口	13
④ 奈佐原受水場出口	14
⑥ 檜田浄水場出口	15
⑦ 川久保浄水場出口	16
⑧ 柱本小学校.....	17
⑩ 萩谷低区配水池	18
⑪ 公園墓地.....	19
⑫ 原第1公園.....	20
⑬ 摂津中継ポンプ場	21
⑭ 大和第1配水池	22
⑮ 富田支所.....	23
⑯ 淀の原公園.....	24
⑰ 杉生地区.....	25
⑱ 川久保自治集会所	26
2-2 原水水質試験結果	27
① 大冠1号取水井	28
② 大冠2号取水井	29
③ 大冠3号取水井	30
④ 大冠4号取水井	31
⑤ 大冠5号取水井	32
⑥ 大冠6号取水井	33
⑦ 大冠7号取水井	34
⑧ 大冠8号取水井	35
⑨ 大冠11号取水井	36
⑩ 大冠12号取水井	37
⑪ 大冠13号取水井	38

⑫	大冠 15 号取水井	39
⑬	大冠 16 号取水井	40
⑭	大冠 18 号取水井	41
⑮	大冠 19 号取水井	42
⑯	大冠 20 号取水井	43
⑰	檜田浄水場原水	44
⑱	川久保浄水場原水	45
2-3	大冠浄水場浄水処理工程水質試験結果	46
①	大冠浄水場原水	47
②	大冠浄水場ろ過前	48
③	大冠浄水場ろ過後	49
④	大冠浄水場還元水	50
⑤	大冠浄水場エアレーションタワー稼動状況	51
2-4	水質管理目標設定項目・農薬類水質検査結果	52
①	水質管理目標設定項目の水質検査結果	53
②	農薬類の水質検査結果	54
2-5	毎日検査結果	58
①	毎日検査結果(残留塩素)(各浄水場、受水場、配水池)	59
②	毎日検査結果(残留塩素)(管末水質モニター)	60
2-6	その他の検査結果	61
①	クリプトスポリジウム等検査結果	62
②	ノニルフェノール及びビスフェノールA検査結果	62
③	ダイオキシン類検査結果	62
④	原水項目水質試験結果	62
第 3	要望に基づく水質検査・各種評価試験	
3-1	お客様からの水道水質に関する問い合わせ・要望	63
3-2	配水管水質試験	64
3-3	水道用薬品の評価試験	64
第 4	資料	
4-1	給水経路図	65
4-2	大冠浄水場処理工程採水位置図	66
4-3	令和 5 年度水質検査計画	67
4-4	精度管理の結果について	77

第 1 概要

- 1-1 水質検査の概況
- 1-2 水質基準及び検査方法
- 1-3 水道水質検査優良試験所規範
(水道GLP) の認定

はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理の中核をなすものです。

高槻市水道部では、水質検査を計画的、効率的に行うために毎年度「水質検査計画」(第4 資料 4-3 令和 5 年度水質検査計画参照)を策定し、この計画に基づいて水源から末端給水栓(じゃ口)に至る各段階で、水質検査を実施しています。

本年報は、本市の水道に対するご理解を深めていただくため、令和 5 年度に実施した各種水質検査の結果及び本市の水道水の水質に関する資料や情報をまとめたものです。

なお、「水質検査計画」及び「検査結果」はホームページでも公表していますので、ご参照ください。

水質検査計画 (<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/suidou/5157.html>)

検査結果 (<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/suidou/5156.html>)

1-1 水質検査の概況

本市の水道は、市内約 35 万人に一日平均約 10 万 m³ の水道水を供給しています。総給水量のうち、約 3 分の 1 は本市で地下水、樫田地区・川久保地区では山間部を流れる川からくんだ水(表流水)を水源とし浄水処理した自己水(以下「自己水」)で、残りの約 3 分の 2 は大阪広域水道企業団からの受水(以下「企業団水」となっています。

自己水の浄水処理は、地下水を水源とする大冠浄水場、山間部の表流水を水源とする樫田浄水場、川久保浄水場で行っています。このうち、大冠浄水場では処理後の浄水に企業団水を混合して給水しています。

企業団水は、淀川の表流水を水源とし、枚方市にある村野浄水場で高度浄水処理(オゾン・粒状活性炭処理)された水です。本市では 2 か所の受水場(清水、奈佐原)で企業団水を受水し、各ご家庭に給水しています。また、五領受水場系統の各ご家庭へは企業団水を直圧で給水しています。このように本市の水道水の水質には、地下水中心の大冠浄水場系統、淀川の企業団水系統、山間部表流水の樫田・川久保浄水場系統の 3 つの違いがあります。

水質検査は、各系統の末端給水栓(じゃ口)や浄水場及び受水場の出口で定期的に行いました。また浄水処理工程の水質管理として、水道水の原料となる原水の水質や浄水処理の工程の水の水質についても定期的に試験を行いました。これら定期的に実施する検査のほかに、お客様からの要望に基づく検査や配水管布設後の水質試験なども行いました。

令和 5 年度は合計 856 検体、延べ 13,639 項目の水質検査を実施しました。(下表)

(水質検査分析項目数及び検体数)

上段は分析項目数、下段は検体数を表す

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定期検査	1,456	640	1,236	1,556	721	741	1,607	672	636	1,459	586	596	11,906
	59	34	38	76	39	43	76	36	39	78	47	47	612
その他	144	78	161	157	166	108	93	290	248	107	117	64	1,733
	27	16	22	25	22	18	16	42	15	16	13	12	244
合計	1,600	718	1,397	1,713	887	849	1,700	962	884	1,566	703	660	13,639
	86	50	60	101	61	61	92	78	54	94	60	59	856

1. 給水栓水等の水質検査結果について

水道水は、水質基準に適合していなければならず、定期的に水質検査を行うことが水道法で義務付けられています。令和5年度は大冠、樫田、川久保の各浄水場系統3か所及び企業団水系統7か所の計10か所の末端給水栓で水質基準項目に関する検査を月に1回実施しました。また各浄水場の出口3か所及び各受水場の出口2か所についても同様に検査を実施しました。

検査結果については、すべての地点で水質基準を十分満足していました。

2. 原水水質試験結果及び処理工程水質試験結果について

(1) 大冠浄水場

大冠浄水場では、16本の深井戸から汲み上げた地下水を原水としており、その年間取水量は約1,200万 m^3 になります。

図1及び図2は大冠浄水場の取水している各深井戸（取水井）及び各取水井の取水量を換算して調製した原水（16本の深井戸から汲み上げた地下水）からの検出状況を示しています。

地下水は、年間を通じて水温が安定し、ミネラル分が豊富な水である一方、鉄、マンガンも多く含まれています。鉄やマンガンについては、水道水の水質基準においては、性状に関する項目として、色が水道水としての生活上（洗濯物の着色など）から見て障害が生じない水準に基準が設定されていることから、塩素酸化・急速ろ過（マンガン砂）による除鉄・除マンガン処理を行っています。

また、一部の深井戸からトリクロロエチレンやシス-1,2-ジクロロエチレンなどの有機塩素化合物が検出されていますが、トリクロロエチレンやシス-1,2-ジクロロエチレンは、健康に関する項目として、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない基準まで、エアレーション設備により除去しています。

これらの処理工程を経て浄化された水は、すべての項目において水道水の水質基準を十分満足していました。

最終的には、企業団からの受水と混合して各家庭に給水しています。（第4 資料4-2 大冠浄水場処理工程採水位置図参照）

大冠浄水場

水 源	: 深井戸
処理方法	: エアレーション 急速ろ過（接触ろ過）
処理能力	: 42,900 m^3 /日
留意すべき 水質項目	: 鉄、マンガン、シス-1,2-ジクロ ロエチレン、トリクロロエチレン



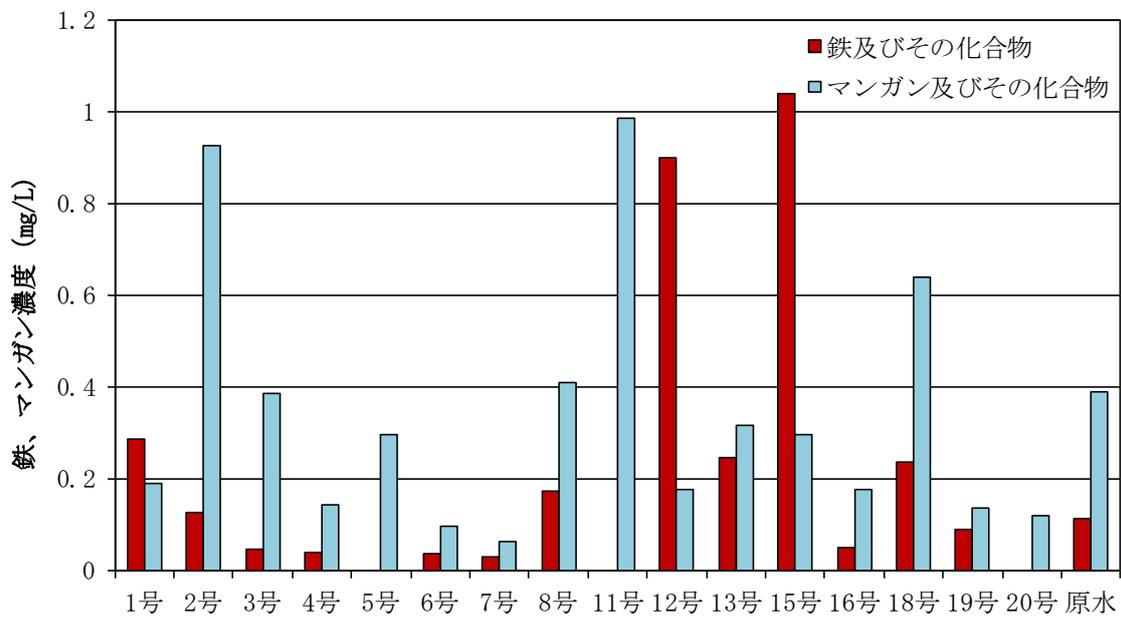


図1 大冠浄水場各取水井の鉄及びマンガン濃度(令和5年度平均)

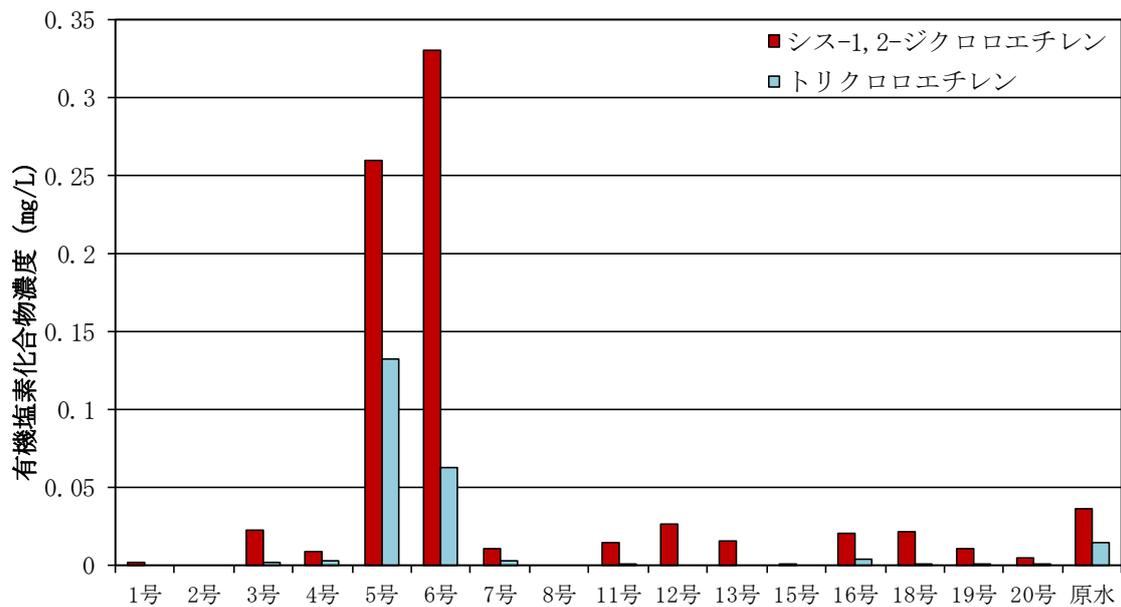


図2 大冠浄水場各取水井の有機塩素化合物濃度(令和5年度平均)

(2) 檜田浄水場

檜田浄水場は、本市北部の山間部に位置し、京都府域から流入する出灰川を水源として、普通沈殿・緩速ろ過により浄水処理を行っています。水源上流域に田畑があることから、農薬類についても監視していますが、原水の水質は比較的安定しています。浄水処理後の水は、水質基準を十分満足していました。

檜田浄水場

水 源	: 出灰川表流水
処理方法	: 普通沈殿、緩速ろ過
処理能力	: 904m ³ /日
留意すべき 水質項目	: 降雨時の濁度 農薬類



(3) 川久保浄水場

川久保浄水場は、西水無瀬川を水源として、普通沈殿・緩速ろ過により浄水処理を行っています。上流域に汚染源がないため、原水の水質は安定しており、浄水処理後の水は水質基準を十分満足していました。

川久保浄水場

水 源	: 西水無瀬川表流水
処理方法	: 普通沈殿、緩速ろ過
処理能力	: 89m ³ /日
留意すべき 水質項目	: 降雨時の濁度



3. 水質管理目標設定項目について

大冠、檜田、川久保の各浄水場の原水、出口及びその末端の給水栓で水質管理目標設定項目に関する検査を実施しました。また、企業団水系の代表地点として、奈佐原受水場の出口及びその末端の給水栓でも検査を実施しました。

検査の結果、大冠浄水場系統で地下水中の豊富なミネラル分の影響で蒸発残留物が目標値を少し超えました。また、腐食性(ランゲリア指数)が多く地点で目標値を少し超えました。

マンガン及びその化合物及び遊離炭酸は大冠浄水場原水で目標値を超えましたが、浄水処理によって除去され、浄水場出口及び給水栓では目標値を満たしました。

残留塩素(全塩素)が檜田浄水場出口で目標値を少し超えていますが、末端の給水栓では目標を満たしていました。

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、暫定目標値を満たしていました。

4. 毎日検査結果について

給水栓（じゃ口）における色、濁度及び残留塩素濃度について、市内 12 か所に自動水質監視装置を設置し、24 時間の連続監視を行っています。

検査結果については、年間を通じて特に問題はありませんでした。

5. その他の検査結果について

(1)クリプトスポリジウム等及び指標菌について

クリプトスポリジウム及びジアルジアは、病原性微生物で人の体内に入ると腸管に寄生し、下痢・腹痛・発熱を引き起こします。塩素消毒に耐性が有るため、原水中に存在する場合は浄水処理で取り除く必要があります。大冠、榎田、川久保の各浄水場の原水においてクリプトスポリジウム及びジアルジア検査を行いました。いずれも検出されませんでした。平成 18 年に榎田浄水場原水でクリプトスポリジウムが検出されて以来、クリプトスポリジウム及びジアルジアは検出されていません。

クリプトスポリジウム等の汚染の指標となる大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査も各浄水場の原水で行いました。その結果、大冠浄水場の各取水井（地下水）ではどちらの指標菌も検出されませんでした。榎田浄水場の原水及び川久保浄水場の原水で大腸菌及び嫌気性芽胞菌が検出されました。

榎田浄水場及び川久保浄水場はクリプトスポリジウム等の除去に有効な緩速ろ過設備を備え、適切な維持管理と高感度濁度計による処理状況の監視を行い、安全な水を供給しています。

(2)ノニルフェノール及びビスフェノール A について

ノニルフェノール及びビスフェノール A は、内分泌かく乱作用を引き起こす、いわゆる環境ホルモンと呼ばれる化学物質です。大冠浄水場系統、榎田浄水場系統及び川久保浄水場系統の給水栓 3 か所において検査を行いました。いずれにおいても目標値を満足していました。

(3)ダイオキシン類について

ダイオキシン類とは PCDD（ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）、コプラナーPCB の 3 物質をいい、ごみの焼却処理等によって生成することが知られています。水に溶けにくいので、水中では土壌粒子に含まれる形で存在しています。大冠浄水場原水、榎田浄水場の原水及び出口で検査を行いました。いずれにおいても目標値を満足していました。

(4)給水開始前の水質検査（13 条検査）

水道施設において、新設、増設または改造した場合は、水道法第 13 条に該当し、給水開始前に水質検査を行い、水質基準に適合することを確認しています。

令和 5 年度は大冠浄水場の 15 号取水井の改造及び 2 号配水池の改造を行いました。水質検査の結果、両施設とも全ての項目で水質基準を十分満足していました。

1-2 水質基準及び検査方法

水質基準は、水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件で、水道法第4条及びこれに基づく省令により定められています。

昭和32年の水道法制定以降、水質基準は何度も改正され、令和5年度現在、水質基準は51項目、水質管理目標設定項目は27項目となっています。

1. 水質基準項目

水道法により、基準値が定められ、検査が義務付けられているもので、健康に関する31項目と性状に関する20項目があります(表1)。それぞれの基準値は、健康に関する項目については、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準に、また性状に関する項目については、色、濁り、においなど、水道水としての生活利用上から見て障害が生じない水準に設定されています。

水質基準項目に関する検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)で定められた方法により実施しました。

2. 水質管理目標設定項目

この項目は、水道水中で一定の検出の実績はあるものの、毒性の評価が暫定的であるため水質基準項目とされなかったもの、又は今後において水道水中でも検出される可能性があるものなどとして、水質管理上留意すべき項目に設定されたものです。各項目について目標値が定められています(表2)。

項目の内容としては、人の健康に影響を与えるおそれがあるものや水道水を作る上での管理指標となるもの、おいしい水を目指すために設定されたものなどがあります。水質基準項目と重複している項目もありますが、数値的にはより厳しい目標値となっています。表2の15番目の農薬類については、さらに対象農薬として表4のように115物質が設定されています。農薬類の目標値は、対象農薬の検出値と目標値の比を算出し、その総和によって判断します(表4)。

水質管理目標設定項目に関する検査は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健水発第1010001号)の厚生労働省健康局水道課長通知で示された方法により実施しました。

3. その他の項目

水質基準項目及び水質管理目標設定項目以外にも、水道水の安全確認、原水の汚染状況や浄水処理の工程管理のために必要な項目として、表3に掲げる物質について、上水試験方法(2020年版)に基づく検査及び委託による検査を行いました。

表1 水質基準項目

番号	基準項目	区分	分類	基準値	検査方法		
1	一般細菌	健康に関する項目	病原生物の代替指標	100集落以下/1mL	標準寒天培地法		
2	大腸菌			検出されないこと	特定酵素基質培地法（原水是最確数法）		
3	カドミウム及びその化合物		金属		0.003mg/L以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法	
4	水銀及びその化合物				0.0005mg/L以下		還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物				0.01mg/L以下		誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物				0.01mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物				0.01mg/L以下		
8	六価クロム化合物		0.02mg/L以下	無機物質	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下			イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下			イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法	
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物		金属	1.0mg/L以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法		
14	四塩化炭素		一般有機化学物質		0.002mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	
15	1,4-ジオキサン				0.05mg/L以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				0.04mg/L以下		
17	ジクロロメタン				0.02mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン				0.01mg/L以下		
19	トリクロロエチレン				0.01mg/L以下		
20	ベンゼン				0.01mg/L以下		
21	塩素酸		消毒副生成物		0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法	
22	クロロ酢酸				0.02mg/L以下		液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム				0.06mg/L以下		パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸				0.03mg/L以下		液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン				0.1mg/L以下		パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸				0.01mg/L以下		液体クロマトグラフ-質量分析法
27	総トリハロメタン				0.1mg/L以下		パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
28	トリクロロ酢酸				0.03mg/L以下		液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン				0.03mg/L以下		パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析装置による一斉分析法
30	ブロモホルム				0.09mg/L以下		誘導体化-高速液体クロマトグラフ法
31	ホルムアルデヒド				0.08mg/L以下		誘導体化-高速液体クロマトグラフ法
32	亜鉛及びその化合物	色		1.0mg/L以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法		
33	アルミニウム及びその化合物			0.2mg/L以下			
34	鉄及びその化合物			0.3mg/L以下			
35	銅及びその化合物			1.0mg/L以下			
36	ナトリウム及びその化合物			味覚		200mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	色	0.05mg/L以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法			
38	塩化物イオン	味覚		200mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			300mg/L以下		イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法	
40	蒸発残留物			500mg/L以下		重量法	
41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法			
42	ジェオスミン	かび臭物質		0.0001mg/L以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法		
43	2-メチルイソボルネオール			0.0001mg/L以下			
44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法			
45	フェノール類	臭気	0.005mg/L以下	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	味覚	3mg/L以下	全有機炭素計測定法			
47	pH値	基礎的性状		5.8以上8.6以下	ガラス電極法		
48	味			異常でないこと	官能法		
49	臭気			異常でないこと	官能法		
50	色度			5度以下	透過光測定法		
51	濁度			2度以下	積分球式光電光度法		

備考 水道水質基準の検査方法は、平成15年 厚生労働省告示 第261号の別表による。

表2 水質管理目標設定項目

番号	項目	分類	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	重金属	0.02mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析計による一斉分析法
2	ウラン及びその化合物		0.002mg/L以下(暫定)	
3	ニッケル及びその化合物		0.02mg/L以下	
5	1,2-ジクロロエタン	一般有機化学物質	0.004mg/L以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
8	トルエン		0.4mg/L以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.08mg/L以下	
10	亜塩素酸	消毒副生成物	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法
12	二酸化塩素	消毒剤	0.6mg/L以下	(検査を行っていない)
13	ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物	0.01mg/L以下(暫定)	溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
14	抱水クローラル		0.02mg/L以下(暫定)	
15	農薬類	農薬	1以下	共同検査に委託
16	残留塩素	臭気	1mg/L以下	吸光光度法
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	味覚	10mg/L以上100mg/L以下	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
18	マンガン及びその化合物	色	0.01mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析計による一斉分析法
19	遊離炭酸	味覚	20mg/L以下	滴定法
20	1,1,1-トリクロロエタン	臭気	0.3mg/L以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
21	メチル-tert-ブチルエーテル		0.02mg/L以下	
22	有機物等(KMnO ₄ 消費量)	味覚	3mg/L以下	(検査を行っていない)
23	臭気強度(TON)	臭気	3以下	官能法
24	蒸発残留物	味覚	30mg/L以上200mg/L以下	重量法
25	濁度	基礎的性状	1度以下	積分球式光電光度法
26	pH値	腐食	7.5程度	ガラス電極法
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
28	従属栄養細菌		微生物	2,000集落以下/1mL(暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	一般有機化学物質	0.1mg/L以下	バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
30	アルミニウム及びその化合物	色	0.1mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析計による一斉分析法
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	難分解性物質	0.00005mg/L以下(暫定)	共同検査

- 備考 1 農薬類の目標値(1以下)は、対象農薬の検出値と目標値の比を算出し、その総和において判断。
 2 農薬類の農薬ごとの目標値は、「表4 農薬類(水質管理目標設定項目15)」に示す。
 3 共同検査とは、大阪広域水道企業団及び企業団の構成市町村の水道事業体が共同運営している「市町村水道質共同検査」のこと(以下同じ)。
 4 削除された項目は欠番となっています。

表3 その他の水質試験項目

番号	項目	目標値	検査方法
1	水温	—	バッチンコールヘル水温計
2	アンモニア態窒素	—	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
3	総アルカリ度	—	滴定法
4	電気伝導率	—	電極法
5	マグネシウム	—	イオンクロマトグラフによる一斉分析法
6	カルシウム	—	
7	侵食性遊離炭酸	—	計算法
8	クリプトスポリジウム等	—	民間検査機関に委託
9	クリプト指標菌(嫌気性芽胞菌)	—	ハンドフォード改良寒天培地法
10	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)	民間検査機関に委託
11	環境ホルモン(ノニルフェノール)	0.3mg/L(暫定)	共同検査
12	環境ホルモン(ビスフェノールA)	0.1mg/L(暫定)	

表4 農薬類(水質管理目標設定項目15)

番号	農薬名	用途(※)	目標値 (mg/L)	検査機関	番号	農薬名	用途(※)	目標値 (mg/L)	検査機関
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	虫	0.05	共同検査	59	チオジカルブ	虫	0.08	共同検査
2	2,2-DPA (ダラボン)	草	0.08	共同検査	60	チオファネートメチル	虫・菌	0.3	共同検査
3	2,4-D (2,4-PA)	草	0.02	共同検査	61	チオベンカルブ	草	0.02	共同検査
4	EPN	虫	0.004	共同検査	62	テフリルトリオン	草	0.002	共同検査
5	MCPA	草	0.005	共同検査	63	テルブカルブ (MBPMC)	草	0.02	共同検査
6	アシュラム	草	0.9	共同検査	64	トリクロピル	草	0.006	共同検査
7	アセフェート	虫・菌	0.006	共同検査	65	トリクロルホン (DEP)	虫	0.005	共同検査
8	アトラジン	草	0.01	共同検査	66	トリシクラゾール	虫・菌・植	0.1	共同検査
9	アニコホス	草	0.003	共同検査	67	トリフルラリン	草	0.06	共同検査
10	アミトラズ	虫	0.006	共同検査	68	ナプロパミド	草	0.03	共同検査
11	アラクロール	草	0.03	共同検査	69	パラコート	草	0.005	共同検査
12	イソキサチオン	虫	0.005	共同検査	70	ピペロホス	草	0.0009	共同検査
13	イソフェンホス	虫	0.001	共同検査	71	ピラクロニル	草	0.01	共同検査
14	イソプロカルブ (MIPC)	虫	0.01	共同検査	72	ピラゾキシフェン	草	0.004	共同検査
15	イソプロチオラン (IPT)	虫・菌・植	0.3	共同検査	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	草	0.02	共同検査
16	イブフェンカルバジン	草	0.002	共同検査	74	ピリダフェンチオン	虫	0.002	共同検査
17	イプロベンホス (IBP)	菌	0.09	共同検査	75	ピリブチカルブ	草	0.02	共同検査
18	イミノクタジン	虫・菌	0.006	共同検査	76	ピロキロン	虫・菌	0.05	共同検査
19	インダノファン	草	0.009	共同検査	77	フィプロニル	虫・菌	0.0005	共同検査
20	エスプロカルブ	草	0.03	共同検査	78	フェニトロチオン (MEP)	虫・菌・植	0.01	共同検査
21	エトフェンプロックス	虫・菌	0.08	共同検査	79	フェノブカルブ (BPMC)	虫・菌	0.03	共同検査
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	虫	0.01	共同検査	80	フェリムゾン	虫・菌	0.05	共同検査
23	オキサジクロメホン	草	0.02	共同検査	81	フェンチオン (MPP)	虫	0.006	共同検査
24	オキシ銅(有機銅)	虫・菌	0.03	共同検査	82	フェントエート (PAP)	虫・菌	0.007	共同検査
25	オリサストロビン	虫・菌	0.1	共同検査	83	フェントラザミド	草	0.01	共同検査
26	カズサホス	虫	0.0006	共同検査	84	フサライド	虫・菌	0.1	共同検査
27	カフェンストロール	虫・草	0.008	共同検査	85	ブタクロール	草	0.03	共同検査
28	カルタップ	虫・菌・草	0.08	共同検査	86	ブタミホス	草	0.02	共同検査
29	カルバリル (NAC)	虫	0.02	共同検査	87	ブプロフェジン	虫・菌	0.02	共同検査
30	カルボフラン	虫	0.0003	共同検査	88	フルアジナム	菌	0.03	共同検査
31	キノクラミン (ACN)	草	0.005	共同検査	89	プレチラクロール	草	0.05	共同検査
32	キャプタン	菌	0.3	共同検査	90	プロシミドン	菌	0.09	共同検査
33	クミルロン	草	0.03	共同検査	91	プロチオホス	虫	0.007	共同検査
34	グリホサート	草	2	共同検査	92	プロビコナゾール	菌	0.05	共同検査
35	グルホシネート	草・植	0.02	共同検査	93	プロビザミド	草	0.05	共同検査
36	クロメプロップ	草	0.02	共同検査	94	プロベナゾール	虫・菌	0.03	共同検査
37	クロルニトロフェン (CNF)	草	0.0001	共同検査	95	プロモブチド	虫・草	0.1	共同検査
38	クロルピリホス	虫	0.003	共同検査	96	ベノミル	菌	0.02	共同検査
39	クロロタロニル (TPN)	虫・菌	0.05	共同検査	97	ペンシクロン	虫・菌	0.1	共同検査
40	シアナジン	草	0.001	共同検査	98	ベンゾビスクロン	草	0.09	共同検査
41	シアノホス (CYAP)	虫	0.003	共同検査	99	ベンゾフェナップ	草	0.005	共同検査
42	ジウロン (DCMU)	草	0.02	共同検査	100	ベントazon	草	0.2	共同検査
43	ジクロベニル (DBN)	草	0.03	共同検査	101	ペンディメタリン	草・植	0.3	共同検査
44	ジクロルボス (DDVP)	虫	0.008	共同検査	102	ベンフラカルブ	虫・菌	0.02	共同検査
45	ジクワット	草	0.01	共同検査	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	草	0.01	共同検査
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	虫	0.004	共同検査	104	ベンフレセート	草	0.07	共同検査
47	ジチオカルバメート系農薬	虫・菌	0.005	共同検査	105	ホスチアゼート	虫	0.005	共同検査
48	ジチオピル	草	0.009	共同検査	106	マラチオン (マラソン)	虫	0.7	共同検査
49	シハロホップブチル	草	0.006	共同検査	107	メコプロップ (MCPP)	草	0.05	共同検査
50	シマジン (CAT)	草	0.003	共同検査	108	メソミル	虫	0.03	共同検査
51	ジメタメトリン	草	0.02	共同検査	109	メタラキシル	虫・菌	0.2	共同検査
52	ジメトエート	虫	0.05	共同検査	110	メチダチオン (DMTP)	虫	0.004	共同検査
53	シメトリン	草	0.03	共同検査	111	メトミノストロビン	虫・菌	0.04	共同検査
54	ダイアジノン	虫・菌	0.003	共同検査	112	メトリブジン	草	0.03	共同検査
55	ダイムロン	草	0.8	共同検査	113	メフェナセート	草	0.02	共同検査
56	ダブメット、メタル (カーバム) 及びメチルイソシアネート	虫・菌・草 (土壌燻蒸剤)	0.01	共同検査	114	メブロニル	虫・菌	0.1	共同検査
57	チアジニル	虫・菌	0.1	共同検査	115	モリネート	草	0.005	共同検査
58	チウラム	虫・菌	0.02	共同検査					

※虫：殺虫剤、菌：殺菌剤、草：除草剤、植：植物成長調整剤

1-3 水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）の認定



本市水道部では、「水道事業基本計画」及び「水道事業経営効率化計画」に基づき、安全な水の供給に努めています。その取組の一つとして、水道GLPの認定の取得に向けて取組みを進め、平成27年1月28日付けで日本水道協会から優良水質検査機関として水道GLPの認定を取得しました。さらに、令和5年7月28日付けで水道GLPの認定を更新しています。

水道GLPの認定は、水質検査機関として水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP（Good Laboratory Practice））に適合していることを、公益社団法人日本水道協会が認定を行う制度です。この認定の取得は、本市浄水管理センターで構築した水質検査の品質管理システムが認定基準に適合しており、水質検査結果も良好であることを意味しています。

認定番号	JWWA-GLP117
事業者名	高槻市水道部
水質検査機関名	浄水管理センター
適用基準	水道水質検査優良試験所規範
認定範囲	水道水質基準項目(51項目) 水道水・浄水
認定日	令和5年7月28日(初回認定 平成27年1月)
有効期限	令和9年7月27日



水道GLPは、品質管理システムとしてはISO 9001 に準拠し、水質検査の実施に当たって必要な事項としてはISO/IEC17025の一部を取り入れ、法令の要求事項を盛り込み、水質検査機関の実情を考慮したものとして構成されています。

第2 定期水質検査結果

2-1 給水栓水水質検査結果

2-2 原水水質試験結果

2-3 大冠浄水場浄水処理工程水質
試験結果

2-4 水質管理目標設定項目・農薬
類水質検査結果

2-5 毎日検査結果

2-6 その他の検査結果

2-1 給水栓水水質検査結果

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 大冠浄水場出口 | (自己水) |
| ③ 清水受水場出口 | (日吉台系、城山系) |
| ④ 奈佐原受水場出口 | (阿武野系、阿武山系) |
| ⑥ 檜田浄水場出口 | (自己水) |
| ⑦ 川久保浄水場出口 | (自己水) |
| ⑧ 柱本小学校 | (柱本新町 大冠系) |
| ⑩ 萩谷低区配水池 | (大字萩谷 阿武野系) |
| ⑪ 公園墓地 | (安満御所の町 日吉台系) |
| ⑫ 原第1公園 | (原 城山系) |
| ⑬ 摂津中継ポンプ場 | (塚脇五丁目 阿武野系) |
| ⑭ 大和第1配水池 | (大和町二丁目 阿武山系) |
| ⑮ 富田支所 | (富田町五丁目 奈佐原系) |
| ⑯ 淀の原公園 | (淀の原町 五領系) |
| ⑰ 杉生地区 | (杉生千ヶ谷 檜田系) |
| ⑱ 川久保自治集会所 | (川久保 川久保系) |

備考1 ②芥川受水場及び⑨安満西の町の両地点は、芥川受水場廃止に伴う配水系統の変更により、平成28年度から水質検査実施地点から除外。

2 ⑤五領受水場は、運用方法の変更により平成29年10月度から水質検査実施地点から除外。

3 平均値については、報告下限値未満の数値が部分的に含まれている場合、報告下限値未満の数値を0として算出している。

2-2 原水水質試験結果

- ① 大冠1号取水井
- ② 大冠2号取水井
- ③ 大冠3号取水井
- ④ 大冠4号取水井
- ⑤ 大冠5号取水井
- ⑥ 大冠6号取水井
- ⑦ 大冠7号取水井
- ⑧ 大冠8号取水井
- ⑨ 大冠11号取水井
- ⑩ 大冠12号取水井
- ⑪ 大冠13号取水井
- ⑫ 大冠15号取水井
- ⑬ 大冠16号取水井
- ⑭ 大冠18号取水井
- ⑮ 大冠19号取水井
- ⑯ 大冠20号取水井
- ⑰ 檜田浄水場原水
- ⑱ 川久保浄水場原水

備考 大冠取水井(①～⑯)の平均値については、報告下限値未満の数値が部分的に含まれている場合、報告下限値未満の数値を除き、検出されている数値のみを基に算出している。

檜田浄水場原水(⑰)及び川久保浄水場原水(⑱)の平均値については、報告下限値未満の数値が部分的に含まれている場合、報告下限値未満の数値を0として算出している。

2-3 大冠浄水場浄水処理工程水質試験結果

- ① 大冠浄水場原水 (取水井の揚水量の割合に応じて混合した水の水質検査結果)
- ② 大冠浄水場ろ過前 (浄水処理工程中の急速ろ過機に入る直前の水質検査結果)
- ③ 大冠浄水場ろ過後 (浄水処理工程中の急速ろ過機を出た直後の水質検査結果)
- ④ 大冠浄水場還元水 (シックナー (濃縮槽) の上澄水の水質検査結果)
- ⑤ 大冠浄水場エアレーションタワー稼動状況

備考 ①～④の平均値については、報告下限値未満の数値が部分的に含まれている場合、報告下限値未満の数値を除き、検出されている数値のみを基に算出している。

2-4 水質管理目標設定項目・農薬類水質検査結果

- ① 水質管理目標設定項目の水質検査結果
- ② 農薬類の水質検査結果

2-5 毎日検査結果

- ① 毎日検査結果（残留塩素）（各浄水場、受水場、配水池）
- ② 毎日検査結果（残留塩素）（管末水質モニター）

